

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## 応用的行政手法③

鹿児島大学教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント

今回は、応用的行政手法のうち、まちづくり協定手法、紛争調整手法、認証手法について紹介します。

## ⑧ まちづくり協定手法

協定手法は、住民参加のまちづくり政策においても重要な役割を果たしています。

このような例として、次の神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例があります。同条例では、神戸市と市長が認定する地域の住民らで構成されるまちづくり協議会がまちづくりに関する協定を締結することが認められています。締結後、同協定の内容に適合しない建築行為などを予定する事業者が現れた場合に、市長が、当該事業者と協議を行うことにより、まちづくり協定の内容が保全される仕組みとなっています。

○神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例

(まちづくり協定)

第9条 市長とまちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる事項について定めた協定をまちづくり協定として締結することができる。ただし、地区計画等で定められた事項については、この限りでない。

(1) 協定の名称

(2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域

(3) 協定の締結の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項  
2 市長は、まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、まちづくり専門委員の意見を聴くものとする。

3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくり協定を変更する場合について準用する。

(まちづくり協定への配慮)

第10条 住民等は、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、土地の区画形質の

変更等を行うおとすときは、まちづくり協定の内容に配慮しなければならない。

(行為の届出の要請)

第11条 市長及びまちづくり協議会は、まちづくり協定を締結したときは、当該まちづくり協定に係る地区内において、次の各号に掲げる行為を行うおとする者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るように要請することができる。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更

(2) 土地の区画形質又は用途の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの(届出に係る行為についての協議等)

第12条 市長は、前条の規定による要請に基づき届出があった場合において、届出に係る行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な措置について協議することができる。

2 市長は、前項の規定により協議する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり専門委員の意見を聴くことができる。

3 まちづくり協議会は、第1項の規定に

よる協議について、市長に意見を述べる  
ことができる。

また、次の掛川市生涯学習まちづくり土地条例は、自治会代表者又は土地所有者等と掛川市長との間で、まちづくり協定を締結し、当該協定に適合しない行為を予定している者に対して市長が勧告を行うものです。また、同条例では、まちづくり協定の実効性を担保するため、当該勧告に従わない場合、市長がその旨及び勧告の内容を公表できるといふシステムを定めています。

○掛川市生涯学習まちづくり土地条例

(まちづくり計画協定の締結)

第8条 市長は、前条の規定により策定されたまちづくり計画案がまちづくりに関する市の総合的な計画に適合していると認めるときは、当該まちづくり計画案を推進するため、必要な事項について、当該まちづくり計画案に係る促進区域の自治会の代表者及び土地等の所有者又はその代表者との間にまちづくり計画協定を締結することができる。

2 前項のまちづくり計画協定を締結するには、土地等の所有者の10分の8以上の同意がなければならない。

3 前2項にかかわらず、市長は、第6条第1項第7号に係るまちづくり計画協定

については、当該促進区域の自治会の代表者及び当該促進区域に居住する世帯を代表する者又はその代表者との間に、第1項に定めるまちづくり計画協定を締結することができる。この場合においては、当該促進区域に居住する世帯を代表する者の10分の8以上の同意がなければならない。

4 市長は、まちづくり計画協定を締結しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、まちづくり計画協定を締結したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、まちづくり計画協定を変更又は廃止する場合について準用する。

〈中略〉

(協定区域内における行為の届出)

第10条 協定区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)の移転又は設定をす

る契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）の締結

(2) 建築物及び特定工作物の新築又は増築

(3) 土地の用途の変更

(4) 土地の区画又は形質の変更

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(4) 国及び自治体が行う行為

3 第1項の届出は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする日の前2週間（法令に基づく許可、認可等の申請又は届出を要しない行為にあつては、当該行為に着手しようとする日の前2週間）までに行わなければならない。

(勧告等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為がまちづくり計画協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の締結の

中止その他その届出に係る事項について必要な措置を講じるべきことを助言又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、第10条の規定による届出をしなかつた者があるときは、その者の氏名を公表することができる。

## 紛争調整手法

紛争調整手法とは、住民と事業者間の紛争解決や意見調整の必要性が生じた場合に行政が調整役として、紛争解決や意見調整を目指すものです。

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例は、産業廃棄物処理施設の適正立地及び事業者・住民間の合意形成を図ることを目的として、事業者に対し、施設計画についての住民説明会の実施

義務、住民の意見書に対する見解を示す義務を課すなどの一連の手続を定めるものです。次の規定は、同条例で定める手続過程において事業者・住民間の合意形成が図られない場合に備えて、知事が主宰するあつせん手続を定めるものです。

【紛争調整手法の例①】

○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（あつせん）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合、設置者及び周辺住民（以下「当事者」という。）の双方又は一方は、知事に対し、あつせんの申請をすることができる。

(1) 第10条に規定する説明会が開催された場合において、第12条の規定による意見書が提出されないとき。

(2) 第13条第2項に規定する見解書の周知が行われた場合において、第15条に規定する協定が締結されないとき。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者の申請であるときその他その性質上あつせんをするのに適当でないと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3 知事は、あつせんを行うことを決定し

たときは、関係市町村の長に協力を求めるものとする。

4 知事は、関係市町村の長と協力して、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならぬ。この場合において、知事は、あらかじめ、福岡県産業廃棄物審議会の意見を聴かなければならない。

(あっせんの打切り)

第20条 知事は、あっせんに係る紛争について、当事者があっせんに応じないときその他紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切るに当たっては、関係市町村の長の意見を求めるものとする。

3 知事は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者及び関係市町村の長に通知しなければならない。

(規則への委任)

第21条 この章に規定するもののほか、あっせんの申請の手続その他あっせんに関し必要な事項は、規則で定める。

### 【紛争調整手法の例②】

所沢市街づくり条例は、将来の都市像の実現に寄与することを目的として、市民参加に

よる街づくりの制度、開発行為等に関する手続や基準を定めるものです。次の規定は、近隣関係者・開発事業者間で紛争が生じた場合に、紛争解決を目的として、市が紛争の当事者相互を仲介するあっせん手続とともに、あっせんによって紛争が解決に至らなかった場合の調停手続を定めるものです。

### ○所沢市街づくり条例

(あっせん)

第57条 市長は、開発事業に係る近隣関係者及び開発事業者(以下「紛争の当事者」という。)間の紛争の調整を行うため、次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんを行う。

(1) 紛争の当事者双方から申出があったとき。

(2) 紛争の当事者の一方から申出があった場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項各号の申出は、当該紛争に係る開発事業の工事着手の前までに行わなければならない。ただし、工事により発生した騒音及び振動、じんあいの飛散その他工事の実施に係る紛争については当該工事の完了時までに、テレビジョン放送の電波の受信障害に係る紛争その他市長が必要と認める紛争については当該工事の

完了時から1年以内に申出を行うことができる。

3 市長は、あっせんのために必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、意見を聴くために出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、紛争の当事者が出席せず、又は資料を提出しないときは、市長は、出席し、又は資料を提出するよう勧告することができる。

4 市長は、紛争の当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打切り)

第58条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(調停の勧告)

第59条 市長は、前条の規定によるあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、次節に定める調停に移行するよう勧告することができる。

## 10 認証手法

認証手法とは、行政が特定の物品などを認証することにより、その認証内容の保証を行い、当該認証対象となった物品の流通・使用などを促進するものです。

次の綾町自然生態系農業の推進に関する条例は、有機農業産品としての品質保証を行い、町内で生産された農業産品の流通を促進しようとするものです。

### ○綾町自然生態系農業の推進に関する条例（登録、検査等）

- 第11条 町長は、自然生態系農業の実践者として、生産者を登録するものとする。
  - 2 前項の登録を受けようとするものは、自然生態系農業に供する農地に係る検査（以下「農地検査」という。）を受けなければならぬ。
  - 3 町長は、次の各号の1に該当する場合は、登録を拒否又は抹消し、本人に通知するものとする。
    - (1) 農地検査に合格しないとき。
    - (2) この条例に違反する行為があるとき。
- 第12条 前条の登録を受けた者が、生産物を販売しようとするときは、当該生産物の管理に関する検査（以下「生産管理検査」という。）を受けたものでなければならぬ。

「農地検査」という。）を受けたものでなければならぬ。

- 2 町長は、生産管理検査に合格したものに對して、別表に掲げる合格証票（以下「証票」という。）を交付する。
- 3 何人も、この条例に定めるところによらず証票を用い、又はこれに類似する表示を用いてはならない。

次の甲州市原産地呼称ワイン認証条例は、甲州市が市内の醸造ワインであることを認証し、その付加価値を高め流通を促進しようとするものです。

### ○甲州市原産地呼称ワイン認証条例（認証）

- 第8条 市長は、第4条の規定による申請に係るワインを前条の規定により審査し、第6条に規定する基準に適合すると認めるときは、当該ワインを認証し、申請者に規則で定める認証書を交付するものとする。
  - 2 市長は、前項の規定によりワインを認証したときは、規則の定めるところにより、その旨を公表するものとする。
- (認証の表示)
- 第9条 前条の規定により認証を受けたワイン（以下「認証ワイン」という。）を販売するときは、当該容器に規則で定め

る認証の表示をしなければならない。（産地呼称ワイン認証審査会）

- 第10条 第7条に規定する審査を行うため、甲州市原産地呼称ワイン認証審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、第7条に規定する審査について必要があると認めるときは、申請者に対し、その申請に係る関係書類の提示を求め、又は質問することができる。

次の三重県リサイクル製品利用推進条例は、リサイクル製品の品質保証を行い、リサイクル品の流通を促進しようとするものです。

### ○三重県リサイクル製品利用推進条例（認定及び認定基準）

- 第6条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。
  - (1) 県内の工場又は事業場（第3号及び第16条第1項において「工場等」という。）において生産等をされる製品であること。
  - (2) その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。

(3) 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。

(4) 前3号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。

2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者(第8条第7項において「生産予定者」という。)の申請については、当該申請があつた日の翌日から起算して6月以内に生産等が開始されることが確実にであると認めるときに限り、認定を行うことができる。

3 知事は、第1項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。

## コラム 十任十色

### 5年連用日記

暮れも押し詰まったある日、市役所の先輩が訪ねて来た。「北山さん、議会一区切りついたかい？ 議会も予算も見なくちゃならない総務課長にとっては山場だな。」「まあ、昨今テレビを賑わせている都庁と違って、うちは市長も議会も変化がありませんから、なんとかこなしています。笹本先輩の頃は与党が市長と対立して大変でしたよね。」「確かにね、もう5年前になるよ。過ぎてしまえば、懐かしく思えるから不思議だね。そしたら、急に君のことを思い出した。退職まであと5年でしょう？ 今日、誕生日のお祝いを持ってきたんだ。」

北山はクリスマス生まれた。市役所に入ってから、この時期は誕生日どころかクリスマスさえゆっくり過ごせたことがなかったので、改めて誕生日のプレゼントをもらうなんて絶えて久しかった。

「実はこれなんだが、つまらないものだが使ってみたらどうかと思って。」笹本先輩がおずおずと差し出したのは、5年連用日記だった。

「私も人にプレゼントされて、まあ、あまり真面目に付けていたとは言い難いが、使ってみた。退職の5年前からね。役所人生も、最後の5年になるとそれなりの感慨や、厄介ごとの処理など、それまでの勤めの集大成のような出来事が不思議と重なる。退職してからは、ズボラな本性が表れて日記は付けていないのだが、折に触れて読み返す。忘れていたこと、忘れてはならないこと、そういった類が思い出されて、今や、この日記は私にとってかけがえのない一冊の本になっている。それで、誕生日だった君を家に帰してやる余裕もなく、徹夜で議会対策に当たったのに、ろくにお礼もお詫びも言っていなかったと気付いた。今更ながらなのだが、あのときはありがとう。そして、誕生日おめでとう。」

北山は、このところ猛烈に忙しかった。議会が荒れているわけでもなく、市長が突拍子もない新機軸を要請してくるわけでもない。笹本の時代と比べれば、平穏な日々なのだ。ただ、総務部の筆頭課長としてあらゆる事案が回ってくるだけで分刻みのスケジュールだ。

笹本先輩はどうやってこれをこなしていたのだろうか？ そう思って、そそくさと帰ろうとする笹本を引き留めて訊いてみた。「さあ、どうしてたんだらうかな？ とにかく忙しかったことしか憶えていない。よかったら、今度、私の

日記を持ってきてみるが……。」

後日を約してその日は別れた。北山はがむしゃらに事務をこなしてどうにか年が明けた。駅伝を見ながら一日中こたつで酒を飲んだだけの正月であった。

新年の挨拶に回ったり、受けたりが一段落した頃、笹本先輩が訪ねてきた。「やあ、おめでとう。予算もまとめに入る頃だね。今年は積み残しはなかった？」

「さすがに、先輩。現役の頃の感覚がぼんやりですねえ。介護関連の予算で採めています。」「まあ、それぐらいならいいじゃないか。私の5年日記の出番はないでしょう。」「いやいや、そればかりではありませんから、ぜひ、お知恵を拝借させてください。」

北山が聞きたかったのは、予算とか議会回しなどの重要な事案ではない。もっと、ルーチンの、それでいて時間と手間が掛かる、いわば大切な雑務の始末だった。暇なときは、一つ一つ丁寧にこなせるが、繁忙期には聞くのも嫌だった。それをどう効率的にさらっとこなしたのか、訊きたかった。

「例えば、部の人事案、来年度の重点や新機軸の最終査定、研修計画、監察報告、外郭団体の業績査定、といったところですが……。」

笹本は日記のページを繰りながら、時々頷いたり首をかしげたりした。そして、苦笑いを浮かべ頭をかきながら言った。

「すまないけど、ほとんど書いてない。議会と予算のことばかりだ。……ということは、だ。適当なんだね、結局。信頼できる部下、例えば、当時の君とか曾我君とか、彼らに任せてポイントだけチェックしていた。今から言えば、ずいぶんいい加減だと思うが、時間が限られている以上それしか方法はなかった。だから、日記にも、そういう事案をどう処理したとかではなく、だれに任せたとか、任せただけこれこれを修正させたとかの記述が多い。それもごく少ない。ほとんど何も書いてない。」

北山は、何か素晴らしい方法とかがあるのではないか期待はしていたが、その答えを聞いて、やっぱりな、という思いであった。状況の改善にはならないが、どこかほっとした。自分が歴代の先輩に比べてうまく処理できていない、のではなくて、同じようにうまく処理しているのだと自信が持てたからであった。

(新戸 拓)